装装装第１５９５３号
令和３年１１月４日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官　殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

利益率に係る検討ワーキンググループの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

別紙

利益率に係る検討ワーキンググループ設置要綱

（利益率に係る検討ワーキンググループの設置）

第１　防衛生産・技術基盤は防衛力を構成する重要な要素であり、その維持・強化が将来にわたって優位性のある防衛力の獲得に不可欠であるところ、近年、調達数量の減少、輸入品の増加や調達単価の高騰等により、防衛事業による企業収益が圧迫され、国内防衛産業の基盤が劣化するとともに、重要技術を有する企業の撤退も見受けられるようになっている。

企業収益については、防衛装備庁における原価計算上、民需の実績利益率を元に企業毎に一定の利益率を設定しているところであるが、多くの防衛事業者においては、当該利益率を実績ベースで達成できていない。また、米国の防衛産業と比較して、我が国の防衛産業の利益率は極めて低いとの声もある。

かかる状況を踏まえ、防衛生産・技術基盤を将来にわたって維持・強化していくため、企業が防衛事業を魅力的なものとして、社外取締役を含む経営層や株主に対しても説明しうる適正な利益率の設定や適切なインセンティブを含む簡素な制度などの在り方について検討する必要がある。

利益率の検討に当たっては、契約制度研究会への諮問を視野に、契約制度のほか、予算要求や査定、研究開発、量産・取得に至る様々な段階における要素が実績押し下げの要因となっているものとみられることから、防衛装備庁に利益率に係る検討ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）を置く。

（討議事項）

第２　ＷＧは次に掲げる事項について討議する。

⑴　利益率押し下げの要因分析
⑵　予算要求・査定から調達要求の在り方
⑶　契約制度の在り方
⑷　米国・他省庁の事例
⑸　対応方針・制度改正案策定
⑹　その他ＷＧ長が必要と認める事項

（ＷＧの構成）

第３　ＷＧの構成は、次のとおりとする。

⑴　ＷＧ長　　防衛装備庁長官
⑵　ＷＧ構成員　防衛技監
　　長官官房審議官

各装備官
装備政策部長
プロジェクト管理部長
技術戦略部長
調達管理部長
調達事業部長

２　ＷＧ長は、必要があると認めるときは、前項第２号に掲げる者以外の者をＷＧ構成員に指名することができる。

（ＷＧの運営）

第４　ＷＧ長は、ＷＧを招集し、ＷＧの事務を総理する。

（作業部会の設置及び構成）

第５　ＷＧの下に、ＷＧを補佐し、ＷＧの指示する事項について必要な作業を行うため、作業部会を置く。

２　作業部会の構成は、次のとおりとする。

⑴　作業部会長　装備政策課長

⑵　構成員　総務官
各装備開発官
艦船設計官
事業計画官
各事業監理官
各装備技術官
技術戦略課長
技術計画官
調達企画課長
原価管理官
企業調査官
需品調達官

３　作業部会長は、必要があると認めるときは、前項第２号に掲げる者以外の者を構成員に指名することができる。

（作業部会の運営）

第６　作業部会長は、作業部会を招集し、作業部会の事務を総理する。

（関係部局の協力）

第７　関係部局は、ＷＧ又は作業部会から関係職員の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（契約制度研究会への諮問）

第８　ＷＧの審議の内容については、学問的・専門的視点から、契約

制度研究会の開催について（防経装第７４０７号。２２．６．４）に基づき設置された契約制度研究会を開催し、部外有識者に諮ることとする。

（庶務）

第９　ＷＧ及び作業部会の庶務は、装備政策課において処理する。

（委任規定）

第１０　この要綱に定めるもののほか、ＷＧ及び作業部会の運営に関し必要な事項は装備政策課長が定める。